

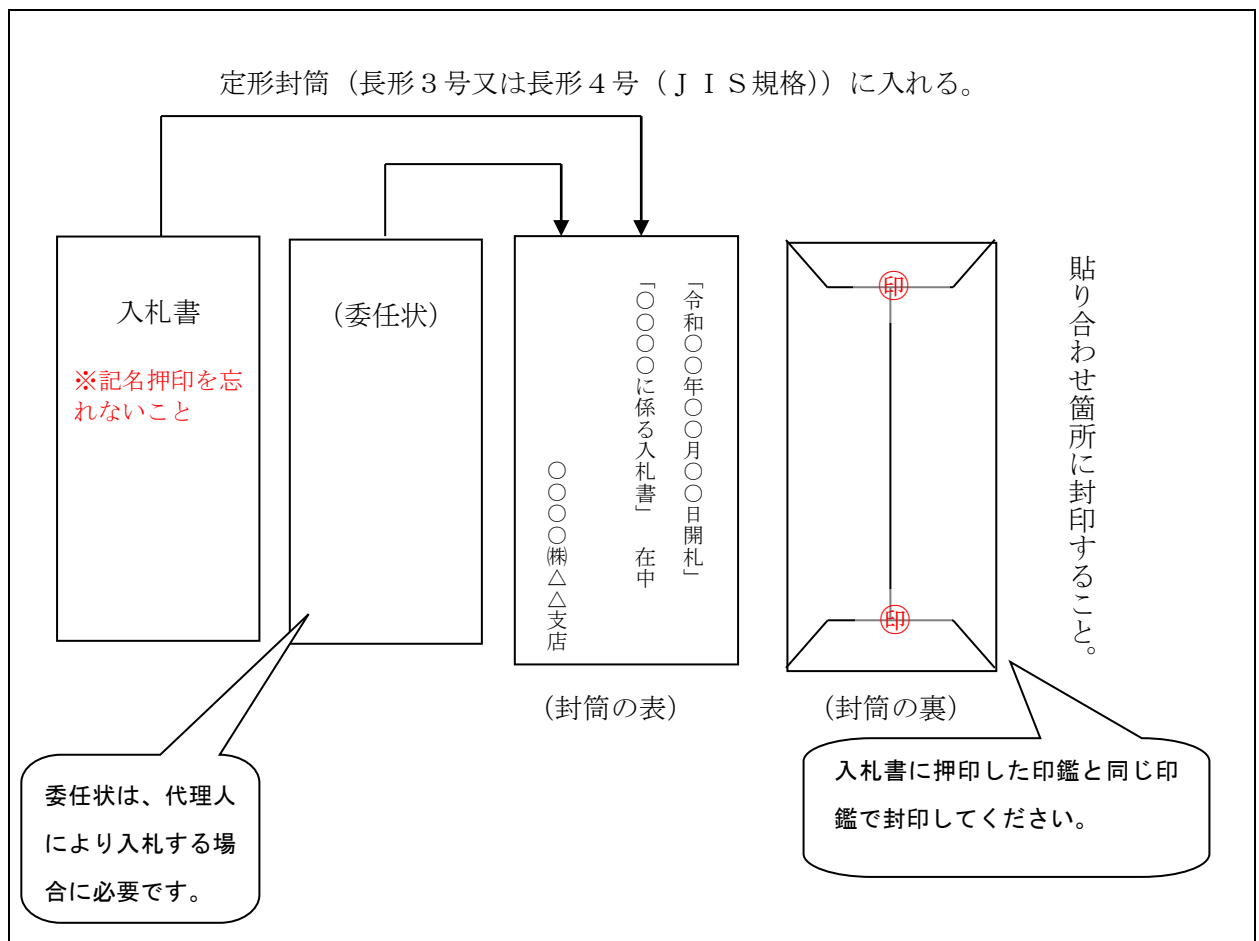
入札書等の郵送方法

郵送により入札に参加するときは、次に掲げる書類を入札公表に定める提出期間内に配達証明付書留郵便により、公益財団法人広島平和文化センター理事長（契約担当課）あてに親展で郵送しなければなりません。

- (1) 入札書（封印すること。）
- (2) 入札金額内訳書（封印すること。）〔物品の借入れ及び役務の提供の場合に必要〕
- (3) 委任状〔代理人として入札する場合に必要です。〕

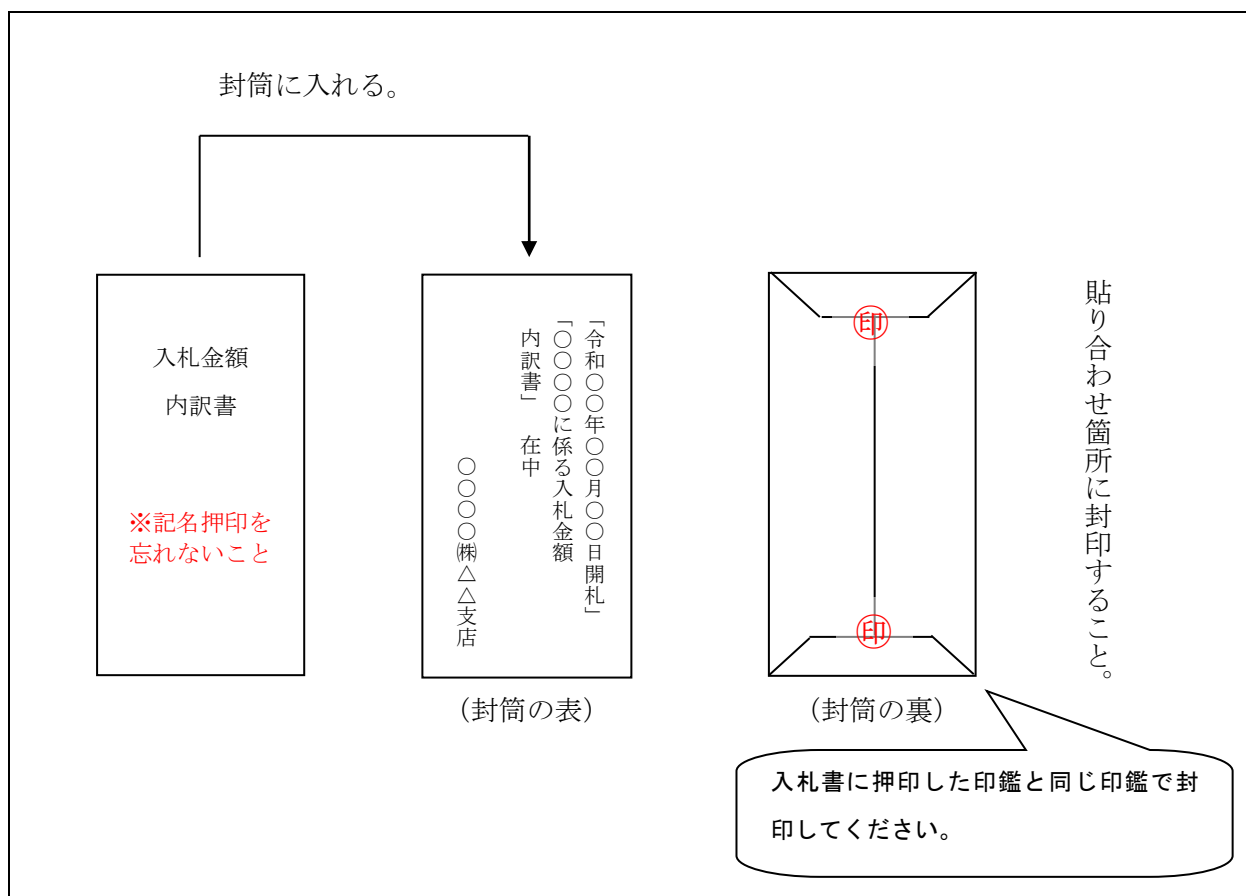
郵送・封印に当たっての具体的な方法は、以下の図を参照して次の１から３の順に封印等を行ってください。

１ 入札書の封印



2 入札金額内訳書の封印

※入札金額内訳書の提出は物品の借入れ及び役務の提供の場合のみ必要となります。



3 入札書（封印済）・入札金額内訳書（封印済）の封入

※入札金額内訳書の提出は物品の借入れ及び役務の提供の場合のみ必要となります。

